

1. 件名：「美浜発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（５）、高浜発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（５）及び大飯発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（５）」

2. 日時：令和２年６月８日（月） １３時３０分～１３時５５分

3. 場所：原子力規制庁 ９階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任安全審査官※、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官

関西電力株式会社：土木建築室 地震津波評価グループ

チーフマネジャー 他３名※

原子力事業本部 原子力土木建築センター 課長※

東京支社 技術グループ マネジャー※

※：テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、令和元年９月２６日に申請のあった、美浜発電所３号炉、高浜発電所１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉並びに大飯発電所３号炉及び４号炉の設置変更許可申請のうち、火山影響評価（大山火山の大山生竹テフラによる降下火砕物の堆積量）のコメント回答について、本年５月２５日に提出された資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁から、以下の事項について事実確認をした。

① 大山による降下火砕物シミュレーションの妥当性検証のうち、標高を一律としたシミュレーションに関して、各発電所での降灰層厚設定にあたっての位置付けと資料掲載箇所に関する考え方について

② 各発電所の層厚設定に当たっての考え方について

(3) 関西電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

- ① 標高を一律としたシミュレーションは、各発電所での降灰層厚設定には直接考慮していない。事実確認を踏まえ、降下火砕物シミュレーションの妥当性検証に関して、審査資料上の位置付けについて改めて検討する。
- ② 第 860 回審査会合における指摘を踏まえ、越畑地点の降灰層厚 25cm を大山からの距離に応じた算定式で求めた値を切り上げて設定している。

6. 説明資料：本年 5 月 25 日電子提出にて受領

- ・美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直し】に係る審査における主な指摘事項への対応について（関西電力）
- ・美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】
- ・美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所原子炉設置変更許可申請【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る指摘事項への回答について】

-資料集-